

児童ポルノ規定などに関する主要都道府県調査

■第42条の2関係

	都道府県名	児童ポルノ規定			罰則規定		備考
		有	無	年齢	有	無	
1	北海道	○		13歳未満	○		
2	埼玉県	○			○		
3	千葉県	○			○		
4	東京都	○			○		
5	神奈川県	○			○		
6	滋賀県						
7	京都府	○			○		
8	大阪府	○			○		
9	兵庫県	○			○		
10	奈良県	○			○		
11	和歌山県	○			○		
12	福岡県	○			○		

■第44条関係

	都道府県名	性的虐待の記録関連			罰則規定		備考
		有	無	年齢	有	無	
1	東京都	○		13歳未満		○	青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務
2	大阪府	○		13歳未満		○	子どもの性的虐待の記録に係る努力義務

■北海道青少年健全育成条例

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第38条の2 何人も、青少年に対し、次の各号のいずれかに該当して当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第1号において同じ。）の提供を求めてはならない。

- (1) 当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたとき。
- (2) 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をしたとき。
- (3) 当該青少年が13歳未満の者であるとき。

■東京都青少年の健全な育成に関する条例

(青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務)

第18条の9 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち13歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態（これらと同等とみなされる状態を含む。）にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性欲の対象として描写した図書類（児童ポルノに該当するものを除く。）又は映画等において青少年が性欲の対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち13歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。
- 3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち13歳未満の者に係る第1項の図書類又は映画等で著しく扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを閲覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
- 4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。